

議案第10号

清水町アイスアリーナ条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和4年3月11日提出

清水町長 阿部 一 男

清水町アイスアリーナ条例の一部を改正する条例

清水町アイスアリーナ条例（平成4年清水町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条の表休館日の項中「12月30日から翌年1月5日まで」を「12月29日から翌年1月3日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。